

県中地区特別支援学校のセンター的機能について

平成19年の学校教育法の一部改正により、特別支援教育は特別支援学校のみならず、発達障がい等のある子どもを含め、特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての幼稚園、小・中学校、高等学校において実施されることになりました。また、特別支援学校が果たすべき役割として、地域の特別支援教育を支える「センター的機能」の発揮についても示されました。現在、幼稚園や小・中学校等では、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、子どもの教育的ニーズに応じた適切な教育を行うことが求められています。

本県では平成21年に福島県学校教育審議会答申で示された「地域で共に学び、共に生きる教育」を基本理念に、第6次福島県総合教育計画で各施策を展開しているところです。

各市町村では、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携した「共に生きる」ことができる支援体制が整備されてきました。また、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で学ぶことができるよう、教員の専門性の向上、校内支援体制の整備、全ての保護者への理解啓発等の取組による「共に学ぶ」環境づくりが進められてきました。

しかしながら、「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に向けて、まだまだ課題が多いことも事実です。そこで、皆様が抱えている課題の解決に向けて特別支援学校のセンター的機能をご活用いただきたく、本資料を作成しました。

本資料は県中地区の特別支援学校7校（分校含む）のセンター的機能に関する内容の抜粋です。これらのセンター的機能を適宜ご活用いただくことで、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が充実し、「地域で共に学び、共に生きる教育」がさらに推進されることを願っております。本教育事務所としましても、各特別支援学校と連携を密にし、域内の特別支援教育の充実に向けて努力していく所存です。皆様のご理解とご協力を願い申し上げます。

平成25年3月 福島県教育庁県中教育事務所長

特別支援学校のセンター的機能でこんなことができます！

* ①～⑥ センター的機能の主な内容「平成17年 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」より



詳しくは、県中教育事務所まで、ご連絡ください。
電話 024-935-1493

①先生方と一緒に考えます

- ・子どもの見方やかかわり方
- ・授業づくり
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用
- ・子どもの支援に関する会議の進め方

②相談ができます・情報を提供します

- ・特別支援教育
- ・障がいや病気
- ・子どもに応じた教材・教具、補助具
- ・福祉サービス等

③子どもと一緒に支えます

- ・就学前の子どものための教室(乳幼児の育成指導事業等への協力)



④関係機関とつなぎます

- ・子どもの生涯にわたる支援に向けた体制整備(地域自立支援協議会への参加)
- ・関係機関との「個別の教育支援計画」の作成

⑤必要なものを貸し出します

- ・教材・教具の貸し出し
- ・教材づくりの支援
- ・検査器具の貸し出し

⑥研修に協力します

- ・研修会等への講師派遣
- ・地域に向けた研修やセミナーの開催

聾学校

【TEL024(951)2081】

【FAX024(951)8410】

地域支援センター みみらんど・郡山



須賀川養護学校郡山分校

【024(933)4136】

地域支援センター さくらぎ

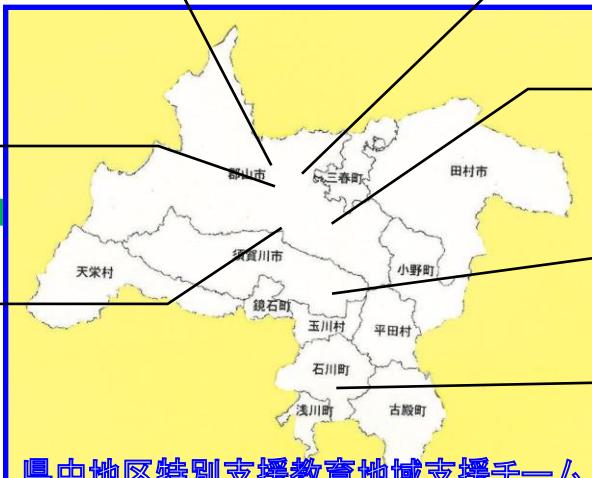


あぶくま養護学校安積分校

【024(946)0414】

〒963-0102 郡山市安積町笠川字経坦28

最寄りの特別支援学校の
特別支援教育コーディネーターへ
お問い合わせください。



郡山養護学校

【024(951)0247】

地域支援部



あぶくま養護学校

【024(956)1910】

地域教育支援部



須賀川養護学校

【0248(76)2511】

地域支援センター きらり



石川養護学校

【0247(26)5544】

地域支援センター

